

5. 参 考 资 料

(1) 農業農村整備事業等の実施手続

5. 参考資料

(1) 農業農村整備事業等の実施手続

1) 県営土地改良事業の調査及び計画

県営土地改良事業は、申請者が施行申請に必要な調査を行い、地区計画書を作成の上、事業計画の概要を策定し県に申請することとなる。

しかし、調査・計画には高度の技術と多額の費用を要することから、地元から調査委託の希望があった場合においては、施行申請に必要な調査・計画を「県営事業等調査及び計画受託規則」により県が実施できることとしている。

なお、県営事業の開始等の手続きについては、別に定める「宮城県農業農村整備事業等実施要綱」によるものとする。

昭和48年3月16日
宮城県規則第5号

改正 昭和48年3月16日宮城県規則第5号
昭和56年9月18日宮城県規則第60号
昭和63年3月30日宮城県規則第14号
平成元年3月27日宮城県規則第20号
平成7年3月31日宮城県規則第38号
平成8年3月29日宮城県規則第42号
平成12年3月31日宮城県規則第40号
平成14年3月29日宮城県規則第65号
平成15年1月24日宮城県規則第1号
平成16年3月31日宮城県規則第73号
平成20年4月1日宮城県規則第56号
平成24年7月3日宮城県規則第55号

土地改良事業等調査及び計画受託規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県営土地改良事業及びこれに準ずる県営事業（以下「県営土地改良事業等」という。）の実施を希望する市町村、土地改良区等からの委託を受けて行う当該県営土地改良事業等に係る調査及び計画（以下「調査事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査事業の範囲等)

第2条 この規則に基づき受託する調査事業は、国庫補助の対象となる県営土地改良事業等のうち、次に掲げる事業（維持管理及び災害復旧に係る事業を除く。）のいずれかに係るものとする。

- 1 農地整備事業
 - 2 水施設整備事業
 - 3 農地防災事業
 - 4 地域用水環境整備事業
 - 5 中山間地域総合整備事業
 - 6 その他知事が特に必要と認める事業
- 2 調査事業は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条及び第14条の2の規定並びに関係法令の規定により作成する地区計画書の作成に当たり必要な調査及び計画の作成を行う。
- 3 調査事業の期間は、原則として3年以内とする。

(委託の申込み)

第3条 調査事業の委託をしようとするものは、調査事業の開始を希望する年度の前年度の7月末日までに土地改良事業等調査及び計画委託申込書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(受託の決定等)

第4条 知事は、前条の申込書を受理した場合は、別に定めるところによりその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、受託の適否を決定するものとする。この場合において、知事は、速やかにその旨を様式第2号により通知するものとする。

2 前項の審査においては、別に定める地区計画検討委員会の意見を聴くものとする。

(契約の締結)

第5条 知事と前条の通知を受けたもの(以下「委託者」という。)は、調査事業のうち当該年度に実施する事業(以下「年度事業」という。)の委託契約を土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書(様式第3号)により締結するものとする。

- 2 委託者は、委託料として年度事業に要する経費の2分の1に相当する額(当該年度事業が国庫補助の対象となる場合にあっては、年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の2分の1に相当する額)を負担しなければならない。
- 3 委託料は、知事の発行する納入通知書により一時に納入しなければならない。

(調査事業の変更)

第6条 知事又は委託者は、調査事業の内容を変更しようとするときは、土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書(様式第4号)により協議しなければならない。

(調査事業の廃止)

第7条 知事又は委託者は、調査事業を廃止しようとするときは、土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書(様式第5号)により協議しなければならない。

(書類の経由)

第8条 この規則により知事に提出する書類は、正本及び副本各1部とし、調査事業の施行地を所轄する地方振興事務所長(以下「所長」という。)を経由しなければならない。

- 2 所長は、前項の書類の提出があったときは、意見を付して知事に送付しなければならない。

(年度事業の実施及び報告)

第9条 所長に、第5条第1項に規定する年度事業の委託契約を締結し、当該年度事業を実施する権限を委任する。

- 2 所長は、必要に応じ年度事業の一部を委託し、又はその委託の内容を変更することができる。
- 3 所長は、前項の規定による委託をしたとき又は委託の内容を変更したときは、様式第6号により知事に報告しなければならない。
- 4 所長は、年度事業が終了したときは、速やかに、様式第7号により年度事業の結果を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、様式第8号により報告の内容を委託者に通知するものとする。

(調査事業の報告)

第10条 知事は、調査事業が終了したときは、速やかに、様式第8号により委託者に報告するものとする。

(雑 則)

第11条 この規則に定めるもののほか、調査事業の実施に関し必要な事項は、知事と委託者との間において協議の上定めるものとする。

様式第1号（第3条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託申込書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名 印

県営土地改良事業 地区調査事業を委託したいので、土地改良事業等調査及び
計画受託規則第3条の規定により下記の関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 調査事業同意状況調書（別紙2）
- 3 市町村長の意見書（別紙3）
- 4 その他知事が必要と認める書類

- （注）1 調査事業同意状況調書は、所有権等個人の財産権に変更が生ずる場合に添付すること。
- 2 市町村の意見書は、調査事業を委託しようとするものが市町村長以外のものである場合に添付すること。

別紙 1

土地改良事業計画書

地区名				市町村名			調査計画項目	調査期間	調査量	調査費		
所在地				水系名							調査計画内容	千円
事業目的												
受益面積	水田	畑	樹園地	山林原野	計							
	ha	ha	ha	ha	ha							
事業費	県営	団体営・その他	計	反当事業費								
	千円	千円	千円	千円								
現況						計画						
計画												
主要工事			関連事業			備考						

調査事業同意状況調書

年 月 日現在

市町村名	大字名	集落名	有資格者数	同意者数	未同意者数	同意率	備考
計							

(注) 副本には同意書原簿の写し1部を添付し，県地方振興事務所で保管するものとする。

別紙 3

市町村長の意見書

市町村長名

1 事業の必要性

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

申込者 殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の受託について（通知）

年 月 日付け〔第 号〕で申込みのあったこのことについて、下記のとおり受託する（しない）ので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 受益面積
- 4 その他

（注） 受託しないときは、4 その他に理由を記載する。

様式第3号(第5条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書

(以下「甲」という。)と宮城県 所長(以下「乙」という。)は、土地改良事業等調査及び計画受託規則第5条の規定に基づき、
年度 事業の 地区の年度事業について、次のとおり契約を締結する。

(年度事業の内容)

第1条 乙の実施する 年度の年度事業は、別添事業計画書のとおりとする。

(年度事業の期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約成立の日から 年 月 日までとする。

(年度事業費及び支払い方法)

第3条 年度事業費は、総額 円とし、甲及び乙はそれぞれ2分の1(年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の2分の1)ずつ負担することとする。

2 甲は、前項の負担額について、乙の発行する納入通知書により速やかに納入するものとする。

(契約の変更)

第4条 この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。
(その他)

第5条 この契約書に定められた事項についての疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

年 月 日

甲

印

乙 宮城県

所長 印

- (注) 1 変更があった場合には、変更箇所のみ記載し、変更契約を作成すること。
2 変更契約を締結する場合には、別紙年度全体事業計画書の変更箇所を朱書きで下段に明記すること。

別紙

年度全体事業計画書

市町村名					事業名	事業				
地区名					委託申込月日	年 月 日				
調査期間	年度 ~ 年度				委託申込者					
全体調査費	千円（予定）				関係土地改良区					
年 度 割 計 画	全 体			年度		年度		年度		記 事
	項目	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
	事務費	%								
	計			計		計		計		

様式第 4 号（第 6 条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者 印
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で 受託の通知があった（をした）県営土地改良事業 地区調査事業について、その内容を下記のとおり変更したいので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第 6 条の規定により協議します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 変更内容

（注）変更内容は、事業計画書（様式第 1 号の別紙 1）に変更事項を赤黒対照で示すこと。

様式第5号（第7条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者 印
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で 受託の通知があった（をした）県営土地改良事業 地区調査事業について、 下記のとおり廃止したいので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第7条の規定により協議します。

記

1 廃止理由

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所長

年度土地改良事業等調査委託（委託変更） について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

- 1 地区名 地区
- 2 年度事業費 千円
- 3 委託者名
- 4 委託期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 委託契約書（写）
 - (2) 変更理由書（委託変更の場合）

（注） 委託変更の場合は、年度事業費及び委託期間について、上段に（ ）書き
で変更前の金額（期間）を記載すること。

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所 長

年度土地改良事業等調査及び計画 について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

- 1 地区名 地区
- 2 施行地名
- 3 年度事業費 千円
- 4 施行方法
- 5 期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 6 結果 別紙のとおり
- 7 記事

（注）1 経過表（別紙1）及び位置図を添付すること。

2 調査事業の最終年度に係る報告については、個別表（別紙2）を添付すること。

別紙 1

経 過 表

調 査 受 託	1 委 託 申 込 年 月 日		年 月 日		5 地区計画 検討委員会 審査状況	幹 事 会		検 討 委 員 会		
	2 委 託 申 込 者					現地調査	年 月 日		年 月 日	
	3 調 査 事 業 同 意					第 1 回	年 月 日		年 月 日	
	4 受 託 年 月 日		年 月 日			第 2 回	年 月 日		年 月 日	
					6 地形図作成	作成年度	事 業 名	数 量	金 額	
調 査 計 画	1 期 間	年度～ 年度								
	2 全体調査計画費	千円		7 そ の 他						
	3 調査計画年度割	全 体		年度		年度		年度		
		項 目	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
			計		計		計		計	
	4 委 託 状 況	委 託 名								
		業 者 名								
		契 約 年 月 日								
		期 間								
		契 約 金 額								

別紙 2

個 別 表

事業名	事業				関係簿冊	事業計画書 事業計画概要書 事業計画参考資料 事業計画書添付図面				
地区名										
受託年月日	年 月 日									
事業費	百万円				関連事業	事業名	地名	面積	事業費 (進捗率%)	工期
主要工事	工種	数量	工種	数量						
効果	総費用総便益比		$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} =$		留意事項 その他					
	効果の内訳	その他効果		千円 千円 千円 千円 千円						
関係団体	市町村名									
	改良区名									

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の終了について（報告）

年 月 日付け〔 第 号〕で申し込みのありましたこのことについては，土地改良事業等調査及び計画受託規則第 9 条第 4 項（第 10 条）の規定により年度事業（調査事業受託）の結果（終了）を報告します。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 地区名 | 地区 |
| 2 施行地名 | |
| 3 調査事業費 | 千円 |
| 4 施行方法 | |
| 5 期間 | 自 年 月 日
至 年 月 日 |
| 6 結果 | 別紙のとおり |
| 7 記事 | |

- （注） 1 年度実績の報告については，調査事業費の欄に年度事業費を記入し，別紙資料として経過表（様式第 6 号の別紙 1），位置図を添付すること。
- 2 調査事業の報告については，注 1 の資料に個別表（様式第 6 号の別紙 2）を添付すること。

宮城県農業農村整備事業等実施要綱

制定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 平成23年6月29日農村第158号

(趣旨)

第1 この要綱は、県が実施、受託、補助、助成等を行う農業農村整備事業等について土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、県営土地改良事業条例（昭和25年宮城県条例第67号）、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）及び土地改良事業等調査及び計画受託規則（昭和48年宮城県規則5号。以下「受託規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の定義)

第2 農業農村整備事業等とは、農業生産基盤の整備、農村の生活環境整備及び農村の保全管理を目的として、法及びその他の法令並びに国の定める要綱等に基づき実施する事業のことをいう。

2 農業農村整備事業等は、施行主体により次のとおり区分する。

(1) 県営事業 県が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。

(2) 団体営事業 市町村及び土地改良区等が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。

(3) 国営事業 国が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。

(環境との調和への配慮)

第3 農業農村整備事業等の施行に当たっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号）等に基づく措置を講ずるものとする。

(県営事業の事業管理計画)

第4 県は、計画的な県営事業の推進を図るため、事業管理計画を毎年度策定することとし、その計画期間は、作成年度を初年度とした10年間とする。

2 事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定するものとする

3 事業管理計画には、当該計画を作成しようとする年度において事業実施中の地区及び当該計画の計画期間内に事業着手を予定する地区について策定するものとする。

4 事業管理計画は、前項の地区につき、事業種別、地区名、事業実施時期、事業量、概算事業費等を明らかにするものとする。

5 県は、事業管理計画の策定に当たり市町村、土地改良区等関係機関の意見を聴くものとする。

6 事業管理計画は、宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領に基づき策定するものとする。

(県営事業の地域整備構想の策定)

第5 事業管理計画に位置づけられた県営事業について、法第85条第1項、法第85条の2第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項又は法第85条の4第1項の規定による申請を行おうとする者（以下「事業申請者」という。）は、地域整備構想を策定するものとする。

2 地域整備構想は、関係者の合意のもとで、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにするものとする。

(県営事業の計画概要の策定)

第6 事業申請者は、地域整備構想に基づき、県営事業として実施しようとする農業農村整備事業の計画の概要（以下「計画概要」という。）を策定するものとする。

2 計画概要は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条の規定により作成するものとする。

(県営事業の土地改良法に基づく施行申請)

第7 事業申請者が、県営事業の施行を申請する場合には、第6の計画概要を添付しなければならない。

2 県が、前項の申請をうけ、法第86条第1項の規定により適否の決定を行う際の手続きについては、県営土地改良事業計画決定要領（以下「計画決定要領」という。）に基づくものとする。

3 前項の規定において、県は、社会経済の情勢から当該事業の実施が困難と認められた場合、適否の決定を留保することができるものとする。

（県営事業の事業計画書策定の受託）

第8 県は、第5の地域整備構想が策定された後に、受託規則に基づき、事業申請者からの申請により、事業計画書の策定を受託することができる。

2 県は、法に基づかない農業農村整備事業等（以下「予算補助事業」という。）について、市町村等からの申請により、各事業実施要綱及び要領等に基づく事業計画書の策定を受託することができる。

3 県は、前2項の申請があったときには、新規調査受託審査方針等に基づき内容を審査し、受託の可否を決定するものとする。

4 県は、受託して事業計画書を策定するときは、委託者その他の関係者と十分な連携を図るものとする。

（県営事業の事業計画書の検討）

第9 事業申請者又は予算補助事業の申請者（以下「事業申請者等」という。）は、県営事業の着手を希望する前年度の5月末日までに、地方振興事務所に事業計画書を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は、この限りでない。

2 地方振興事務所長は、前項により提出された事業計画書について、内容を調査の上必要があると認めるときに、事業申請者等に指導・助言するものとする。

3 県は、事業計画書が提出された場合又は県が策定した事業計画書について、国庫補助事業としての採択等の手続きを円滑に進めるために必要と認めるときは、あらかじめ国との調整を行うものとする。

（県営事業の国庫補助事業採択申請等）

第10 県は、県営事業の実施について法第86条第1項により適当と決定した後、当該事業について、国庫補助事業としての採択申請等の手続きを行うものとする。ただし、予算補助事業にあつては、宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領（以下「計画検討実施要領」という。）に基づき、内容を審査した後とする。

2 県は、国庫補助事業として円滑に事業を実施する上で止むを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、法第86条第1項の決定前に国庫補助事業の採択申請等の手続きに着手することができるものとする。

3 県は、前項の場合において、法第86条第1項の規定により適当ではないと決定されたときは、直ちに国庫補助事業として実施するための手続きを中止するものとする

（県営事業の開始）

第11 県は、第7により県営事業の施行が適当であると決定したときは、法第87条第1項の規定により、県営事業の計画を策定するものとする。

2 県営事業の計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。

3 県営事業の計画による工事に着手するときは、次の要件を満たさなければならない

(1) 法第87条第6項の異議申立てがないとき、又は異議申立てがあった場合においてそのすべてについて同条第7項の規定により決定があり、事業計画が確定していること。

(2) 当該事業に要する経費について、県の予算が確保される見通しがあること。

(3) 国により、国庫補助事業としての採択等が決定していること。

4 予算補助事業に着手するときは、前項（2）及び（3）の規定を準用する。

(県営事業の計画の変更)

第12 県営事業の計画を変更するときは、法第87条の3の規定により県が変更後の事業の計画(以下「変更計画」という。)を策定するものとする。

2 変更計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。

3 当該変更計画に係る工事等への着手は、法第87条の3の規定により、変更後の事業計画が確定した後に行うものとする。

(県営事業の完了)

第13 県は、県営事業(予算補助事業を除く。)の工事を完了した場合には、法第113条の2第3項の規定により公告しなければならない。

(団体営事業の事業管理計画)

第14 団体営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

(団体営事業の計画の策定と申請)

第15 団体営事業の計画の策定及び申請手続きについては第5から第7の規定を準用する。

(団体営事業の完了)

第16 団体営事業を行う者は、団体営事業(予算補助事業を除く。)の工事を完了した場合には、法第113条の2第1項の規定により、知事に届出をしなければならない。

(国営事業の事業管理計画)

第17 国営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

(国営事業の農林水産大臣との協議)

第18 県は、国営事業について、農林水産大臣から法第86条第2項又は法第87条の3第4項の協議があった場合には、事業管理計画への位置づけの有無を確認しなければならない。

2 前項の確認の結果、事業管理計画への位置づけがない場合には、事業管理計画の変更を行うものとする。そのときは、当該国営事業の必要性、緊急性、効果性、効率性等を十分に検討した上で、他の事業との調整を図るものとする。

3 前項の変更後の事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定しなければならない。

4 第2項の検討及び調整の結果、当該国営事業を事業管理計画に位置づけるべきではないとの結論を得た場合には、法第86条第2項又は法第87条の3第4項の協議に対しては、その旨を回答するものとする。

(地区計画検討委員会)

第19 県は、次に掲げる事項について意見を聴くため、計画検討実施要領に基づき地区計画検討委員会を設置するものとする。

(1) 第3に規定する環境との調和への配慮

(2) 第4に規定する事業管理計画の決定

(3) 第8第2項に規定する受託の可否の決定

(4) 第9第2項に規定する事業計画書への指導・助言

(5) 第10第2項の国庫補助事業採択等手続きの着手

(6) 第12第1項の事業計画の変更

(7) 第14から第17の規定により準用される(2)及び(4)の事項

(8) 法第86条第1項の規定に基づく適否の決定

(9) 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び地域自主戦略交付金交付要綱に基づく機能保全計画策定の着手

(公共事業評価)

第20 県は、県営事業(第19第1項(9)の事業を除く。)について、「行政活動の評価に関する条例」及び「行政活動の評価に関する条例施行規則」に基づき、公共事業評価を実施しなければならない。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領

制定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 平成23年6月29日農村第158号

(趣旨)

- 第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業管理計画（以下「管理計画」という。）の策定に関して必要な事項を定めるものとする。
- なお、本要領に基づき策定する事業管理計画は、「農業農村整備事業管理計画について（平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長名通知）」との整合を図るものとする。

(管理計画の区分)

- 第2 実施要綱第4第3項に規定する対象地区を、事業要望管理、事業計画管理、事業進捗管理に区分する。
- 2 事業要望管理の対象は、地域整備構想の策定中であって、事業採択等を予定する年度の10年度前から5年度前までの地区とする。
 - 3 事業計画管理の対象は、地域整備構想が策定され、事業採択等を予定する年度の4年度前から前年度までで、農業農村整備事業等の実施を県が妥当と判断した地区とする。
 - 4 事業進捗管理の対象は、地域構想実現のために、事業実施の初年度から完了年度までの地区とする。

(管理計画の策定)

- 第3 管理計画は、地域構想の実現に向けて関連施策と十分な調整を行い、農業農村整備事業等の必要性、有効性及び緊急性を勘案し策定するものとする。なお、事業管理計画の区分に応じて、主に次に掲げる施策等との調整を図るものとする。
- (1) 事業管理計画全般
 - イ) みやぎ農業農村整備基本計画
 - ロ) 市町村農業振興地域整備計画
 - ハ) その他関連する施策や事業
 - (2) 事業要望管理
 - イ) 市町村及び改良区等要望
 - ロ) 県管内の整備状況
 - (3) 事業計画管理
 - イ) 農業水利施設のストックマネジメントに係る事業については、機能保全計画
 - ロ) 経営体育成に係る事業については、営農に係る将来構想
 - ハ) 農地等の防災に係る事業については、各種防災計画
 - (4) 事業進捗管理
 - イ) 事業地区計画
 - ロ) 設定工期における年次施工計画
- 2 前項のほか、年度毎に別に定める事業管理計画策定方針に基づき計画するものとする。

(管理計画の決定)

- 第4 地方振興事務所長は、策定した管理計画を毎年度6月末日までに農村振興課に提出するものとする。各事務所からの提出された管理計画は、県の予算の見通しを踏まえ、地区計画検討委員会の意見を聴いて、農林水産部長が決定する。決定の時期は、毎年度8月末日を目標とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 宮城県農業農村整備事業管理計画策定細則（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領

制定	平成13年	2月	1日	農計第887号
改正	平成14年	1月	8日	農計第745号
	平成14年	4月	1日	農計第2号
	平成16年	4月	30日	農計第63号
	平成17年	4月	1日	農計第1号
	平成19年	6月	15日	農村第141号
	平成20年	4月	1日	農村第3号
	平成21年	10月	5日	農村第360号
	平成22年	4月	22日	農村第49号
	平成23年	6月	29日	農村第158号
	平成23年	11月	7日	農村第298号
	平成24年	7月	4日	農村第150号
	平成25年	6月	7日	農村第222号

(趣旨)

第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、県が事業施行の主体又は支援の主体として、その計画の妥当性を判断し、また計画策定過程の透明性及び客観性を確保して、社会経済情勢に対応した事業執行を行うための検討に必要な事項を定める。

(検討対象)

第2 本要領で対象とする事業は、実施要綱第2に定める事業とする。

2 前項のうち、維持管理及び災害復旧に係る事業は除く。

(検討の時期と内容)

第3 事業計画の検討は、下記のときに実施する。

(1) 事業管理計画を策定するとき（実施要綱第19第1項（2）、（7））

(2) 調査計画を受託するとき（実施要綱第19第1項（3）、（7））

(3) 別表1第1項に掲げる新規事業地区計画を策定するとき（実施要綱第19第1項（1）、（4）、（5）、（8）、（9））

(4) 別表1第2項に掲げる変更事業地区計画を策定するとき（実施要綱第19第1項（1）、（6））

(5) 上記のほか、農林水産部長が必要と認めるとき

2 前項のとき検討する項目は下記のとおりとし、その内容は別紙－1及び別紙－2に定める。

(1) 必要性

(2) 有効性

(3) 効率性

(4) 緊急性

(5) 熟度

(地区計画検討委員会の設置)

第4 第3の検討を行うため、地区計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の効率的な運営を行うため、委員会に幹事会を設置する。

3 委員会の運営に関する事務は、農村振興課が行うものとする。

4 効率的・効果的な検討を図るため地方振興事務所に地方検討委員会を設置する。

5 地方検討委員会の構成及び運営については所長が別に定める。

(委員会の構成)

- 第5 委員会の構成は、別表2のとおりとする。
- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 3 委員会は、団体営事業の計画に関する検討を幹事会に委託する。
 - 4 委員会は、実施要綱第19第1項(9)に関する検討を幹事会に委託する。
 - 5 委員長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
 - 6 委員長に事故がある時、又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代理する。

(幹事会の役割)

- 第6 幹事会は、委員会が行う第3の検討の事前検討の実施及び委員長が指示する検討を行う。
- 2 幹事会は、第5第3項の規定により団体営事業の計画に関する検討を行う。
 - 3 幹事会は、第5第4項の規定により実施要綱第19第1項(9)に関する検討を行う。

(幹事会の構成)

- 第7 幹事会の構成は、別表3のとおりとする。
- 2 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
 - 3 幹事長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出や現地調査を求めることができる。
 - 4 幹事長に事故がある時、又は幹事長が欠けた時は、副幹事長がその職務を代理する。

(新規事業地区計画等策定時の事務手続き)

- 第8 地方振興事務所長は、新規事業地区の採択等を希望する年度の2年度前の11月末日までに様式第1号により、その次年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。
- 2 地方振興事務所長は、実施要綱第19第1項(9)を予定する年度の前年度の7月末日までに様式1号により、その年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。
 - 3 事業申請予定者等は、実施要綱第9第1項の規定により、新規事業地区の採択等を希望する年度の前年度の5月末日までに、事業計画書(実施要綱第19の第1項(9)を除く。)及び地区計画検討依頼(様式第2号)を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は除く。
 - 4 地方振興事務所長は、前項の提出のあった場合又は事業計画書を策定した場合は、実施要綱第9第2項の規定による指導・助言ののち、様式第3号により地区計画検討書を別に指示する期限までに提出するものとする。
 - 5 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

(変更事業地区計画策定時の事務手続き)

- 第9 地方振興事務所長は、実施要綱第12第2項の規定により、変更事業計画の決定を予定する前年度の11月末日までに、変更地区計画検討依頼(様式第4号)を提出するものとする。
- 2 地方振興事務所長は、変更地区計画検討書を様式第5号により、別に指示する期限までに提出するものとする。
 - 3 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情

により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には，地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により，変更内容を提出するものとする。

(検討結果の通知)

第10 委員長は，委員会における意見を速やかに農林水産部長に報告する。

2 農林水産部長は，前項において報告された結果を，地方振興事務所長を経由し，検討を依頼した者に速やかに通知(様式第6号)する。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか，農業農村整備事業地区計画検討に関して必要な事項は，農林水産部長が別に定める。

別紙－ 1 (第 3 関係・調査計画を受託するとき)

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	①地域整備構想は明確か。 ②社会経済情勢から見て必要か。 ③県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	①各種政策との連携が図られているか。 ②地域課題解決のための合理的手法か。 ③事業主体、実施時期は適切か。 ④環境との調和に配慮できるものか。		
3 効率性	①社会経済情勢から見て効果的か。 ②整備水準は適切か。 ③早期に事業効果が発現されるか。		
4 緊急性	①関連施策や関連事業等があるか。 ②いま事業実施しない場合の影響はあるか。		
5 熟度	①受益者の同意状況。 ②地域整備構想の達成に向けた体制整備に計画的に取り組まれているか。		
6 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(注) 表中「内容」については、検討対象事業の特性に応じて、幹事会が変更することがある。

別紙－ 2 (第 3 関係・新規及び変更事業地区計画を策定するとき)

事務所名		事業名			地区名		関係市町村名		
関係土地改良地区名		受益面積 (ha)	全体事業費 (千円)		全体事業量	着工 (年度)	完了 (年度)		
前年度まで事業費 (千円)	前年度まで事業量		前年度事業費 (千円)	20年度要求額 (千円)		20年度事業量			
		評点	1	2	3	4	5	配分	評点X配分点
1. 必要性									
計画的な事業の推進			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
町づくりへの支援			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
農業の振興			低い				高い	5	
水田農業の均衡ある発展		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
小 計									
2. 有効性									
農村の振興		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
農家への支援		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
環境保全への配慮			低い		普通		高い	5	
水田農業の推進		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
小 計									
3. 効率性									
効果の早期発現		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
10a当たりの事業費		千円	高い	やや高い	普通	やや安い	安い	5	
横断的な事業の推進		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
小 計									
4. 緊急性									
農業経営の緊急強化					普通		高い	5	
事業の長期化		年	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
小 計									
5. 熟度									
受益者の意思			低い				高い	20	
計画の熟度			低い		普通		高い	5	
農地集積推進団体の有無及び活動状況			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
各種協議の進捗			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	
小 計									
総合点									
コメント 1 <事務所>									
コメント 2 <市町村>									
コメント 3 <関係団体>									
コメント 4									
コメント 5 <平成19年度の事業内容>									

(注) 事業箇所評価実施要領第 2 に基づき定める各事業別の「農業農村整備事業箇所評価表」を使用するもの。上表は経営体育成基盤整備事業の例である。

別表1（第3（3）、（4）関係）

<p>1 土地改良法(以下「法」という。)第5条、法第48条、法第85条第1項、法第85条の2第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項、法第85条の4第1項及び法第96条の2の事業計画を定める場合又は予算補助事業等で各事業の要綱、要領に基づく事業計画（実施要綱第19第1項(9)を除く。）を定める場合。</p> <p>2 法第87条の3又は法第96条の3の変更を行う場合又は予算補助事業等（実施要綱第19第1項(9)を除く。）の変更を行う場合。 ただし、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とするが、各事業の要綱、要領に定めがある場合はその定めによる。</p> <p>(1) 面積を変更する場合</p> <p>ア 事業施行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積の増又は減が10%以上となる場合。ただし、受益面積の増又は減が10haに満たない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 事業目的別面積又は造成面積の利用区分面積のそれぞれの増減が20%以上となる場合及びその位置が著しく変動する場合。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の10%又は10haに満たない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 主要工事計画を変更する場合 平成18年9月25日農林水産省告示第1272号（土地改良施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第一号（一）イ（ア）か（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、（四）イ並びに（五）イに掲げる変更を行う場合</p> <p>(3) 事業費の変動 告示第三号及び第四号に規定されているものについての変更を行う場合</p>
--

別表2（第5関係）

委員会の構成			
委員長	農林水産部次長		
副委員長	農林水産部次長（技術担当） [農業振興等担当] 農林水産部次長（技術担当） [農村振興等担当]		
委員	農林水産総務課長	農業振興課長	農産園芸環境課長 農村振興課長 農村整備課長 農地復興推進室長

別表3（第7関係）

幹事会の構成	
幹事長	農村振興課技術副参事(事業管理計画担当)
副幹事長	農村整備課施設管理指導専門監
幹事	農村振興課技術補佐（総括担当） 農村整備課技術補佐（総括担当） 農村整備課技術副参事(農地集積指導担当) 農地復興推進室技術補佐（総括担当） 農村振興課技術補佐(農村交流対策担当)

様式第1号

番 年 月 号 日

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討の予定について（提出）
新規採択希望県営農業農村整備事業等のうち、平成 年度に地區計画検討の依頼を予定する地区について、下記のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第2号

番 年 月 号 日

地方振興事務所長 殿

施行申請予定者

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討について（依頼）
平成 年度新規採択希望県営農業農村整備事業等の下記地區計画について、検討願います。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第3号

番 号
年 月 日

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討書について（提出）
平成 年度地区計画検討の依頼があった，下記の県営農業農村整備事業等新規採択等
希望地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市 町村名	地区面積 概算事業費	備考 (採択希望年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討について（依頼）
平成 年度計画変更予定の県営農業農村整備事業等地区計画について，検討願います
。

記

事業名	地区名	関係市 町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第5号

番 年 月 日 号

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討書について（提出）
平成 年度計画変更を予定する下記の県営農業農村整備事業等地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考 (変更予定年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第6号

番 年 月 日 号

検討依頼者 殿

農林水産部長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討の結果について（通知）
平成 年度県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区（事業計画変更予定地区）について、計画検討委員会における検討の結果を下記のとおり通知します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	計画検討委員会の意見等
			ha 千円	
			ha 千円	

（〇〇地方振興事務所（農業農村整備部扱い）経由）

※検討依頼者が県関係機関以外の場合に、上記のとおり記載する。

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討予定の変更について（提出）
 平成 年 月 日付け 第 号で提出した平成 年度に地區計画検討を予定する地區について、下記のとおり変更しますので提出します。

記

1 変更後の地區計画検討予定地區

事業名	地區名	関係市町村名	地區面積 概算事業費	備考
			ha 千	
			ha 千	

（注）変更前の記載事項を見え消し線により削除すること。

2 変更の理由

3 添付資料

(2) 県営土地改良事業条例

昭和25年11月25日
宮城県条例第67号

改正 昭和31年3月31日条例第16号
昭和39年3月26日条例第29号
昭和40年5月31日条例第13号
昭和45年3月26日条例第13号
昭和62年12月24日条例第35号
平成2年10月12日条例第32号
平成4年3月27日条例第18号
平成6年3月29日条例第19号
平成12年3月28日条例第71号
平成13年3月23日条例第23号
平成22年3月24日条例第33号

県営土地改良事業条例をここに公布する。

県営土地改良事業条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に定めるもののほか、
県営土地改良事業（以下「事業」という。）の施行及び県と事業の施行によつて利益を受ける者（以下
「受益者」という。）との間における分担金その他必要な事項について定めるものとする。

（昭62条例35・一部改正）

(事業範囲)

第2条 事業は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条に定める要件に該当するもの及び
これに準ずるものとする。

（昭62条例35・一部改正）

(事業の施行)

第3条 事業は、受益者の申請によつて施行する。ただし、災害復旧（応急措置を含む。）事業、災害防
止事業、基幹水利施設管理事業その他知事が必要と認める事業については、この限りでない。

（平22条例33・一部改正）

(分担金の徴収)

第4条 受益者からは、事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に係る地域内にある土地に
つき分担金（第8条に規定するものを除く。以下第5条から第7条までにおいて同じ。）を徴収する。
ただし、前条ただし書の事業については、その受益者の意見を聴いて、その全部又は一部を免除する
ことができる。

2 前項の場合において、同項に掲げる受益者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とす
る土地改良区の組合員であるときは、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区からこれに相
当する額の金銭を徴収する。

（昭45条例13・昭62条例35・一部改正）

(分担金の額)

第5条 前条第1項の規定により徴収する分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額
から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に100分の50以内の割合を乗じて得た額から法
第91条第6項の規定に基づき市町村に負担させる額（以下「市町村負担額」という。）を控除して得た

額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業に係る分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額にそれぞれ当該各号に掲げる割合以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

1 災害復旧(応急措置を含む。)事業 100分の8

2 災害防止事業 100分の18

3 基幹水利施設管理事業 100分の40

(昭62条例35・全改, 平4条例18・平6条例19・平13条例23・平22条例33・一部改正)

(分担金の徴収方法)

第6条 分担金は、各年度内にその全部を一時に徴収する。ただし、受益者の申出があるときは、当該年度内に分割して徴収することができる。

(昭62条例35・全改)

(分担金の減免)

第7条 当該事業に対し、物件、労力又は金銭等の寄附があつたときは、その額に応じ、分担金の一部又は全部を免除することができる。

2 受益者が災害その他避けることのできない事情によつて分担金を納入する能力を失つたときは、その申立により、残余の分担金についてその一部又は全部を免除することができる。

(知事の指定する事業についての分担金の特例)

第8条 知事が別に指定する事業の施行については、当該事業の施行に係る地域内にある土地について受益者から、第4条の規定により徴収する分担金のほか、当該事業に要した費用の額から当該分担金の額を控除した額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部が当該事業の工事完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合に当該転用に係る土地の面積に応じた額(農地が農地以外が転用されることに伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額)を納付される旨の条件を付した分担金を徴収する。

2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあつては、当該事業に係る第4条の規定による徴収に係る決定通知を行う際にあわせてその通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めてこれを通知しなければならない。

3 知事は、転用に係る土地の面積が知事の指定する面積をこえない場合その他知事が特に納付の必要がないものと認めたときは、第1項の分担金を免除することができる。

4 第4条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

(昭45条例13・追加, 昭62条例35・一部改正)

(分担金の変更)

第9条 事業の計画変更その他の事情により事業に要する費用が増加し、分担金の額を増加しようとするときは、あらかじめその旨を受益者に通告し、その意見をきかなければならない。

(昭45条例13・旧第8条繰下)

(延滞金)

第10条 受益者が分担金を納入期日までに納入しないときは、延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）の例による。

（昭45条例13・旧第9条繰下）

（納入期日の変更及び延滞金の減免）

第11条 分担金の納入につき考慮すべき事情があると認めるときは、分担金の納入期日を変更し又は延滞金の一部又は全部を免除することができる。

（昭45条例13・旧第10条繰下）

（施設の管理及び処分）

第12条 事業の施行によつて取得した施設は、当該事業に対する分担金及び延滞金の全額を完納したときに、受益者に有償又は無償で譲渡することができる。

2 事業が完了し、分担金及び延滞金の全額を完納しない場合における施設の管理及び処分については、別に定める規則による。

（昭39条例29・一部改正，昭45条例13・旧第11条繰下）

（罰 則）

第13条 受益者が詐欺その他不正の行為により分担金の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

（昭45条例13・旧第12条繰下，平成11条例71）

（施行規則）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（昭45条例13・旧第13条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例施行の期日は、知事が別に定める。但し、その期日は、昭和26年4月1日以降になることはない。（昭和26年3月31日規則第24号を以て昭和26年4月1日から施行する。）

（昭62条例35・旧附則・一部改正）

（分担金の額に関する特例）

2 農業用排水施設（ダムに限る。）の新設事業及び変更事業に係る第4条第1項の規定により徴収する分担金の額は、当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、その年度における当該事業に要する費用の額から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に100分の20以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

（平2条例32・追加，平4条例18・一部改正）

3 前項の規定の適用がある場合における第5条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第2項」とする。

（平2条例32・追加）

（分担金の額に関する読替え）

4 法附則第2項の規定により国から貸付けを受ける場合における第5条第1項及び附則第2項の規定の適用については、これらの規定中「交付を受けるべき補助金」とあるのは、「法附則第2項の規定により貸付けを受けるべき貸付金」とする。

（昭62条例35・追加，平2条例32・一部改正・旧第2項繰下）

附 則（昭和31年条例第16号）

この条例は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第29号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、昭和39年1月1日から適用する。

附 則（昭和40年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の県営土地改良事業条例第8条の規定は、昭和44年度以降の新規着工（新規全体実施設計を含む。）に係る事業の分担金から適用し、同年度前の着工に係る事業の分担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、昭和62年度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則（平成2年条例第32号）

この条例は、交付の日から施行し、改正後の県営土地改良事業条例の規定は、平成2年度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則（平成4年条例第18号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第71号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、平成13年度以後にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金について適用し、平成12年度以前にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第33号）

この条例中第3条ただし書の改正規定及び第5条第2項に1号を加える改正規定は平成22年4月1日から、その他の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

(3) 国営土地改良事業負担金等徴収条例

昭和34年12月26日
宮城県条例第36号

改正 昭和42年3月22日条例第15号
昭和45年10月15日条例第36号
昭和53年10月20日条例第33号
昭和54年3月20日条例第13号
昭和61年12月19日条例第35号
昭和62年12月24日条例第36号
平成2年10月12日条例第33号
平成4年3月27日条例第19号
平成6年3月23日条例第3号
平成13年12月25日条例第76号
平成21年3月24日条例第32号
平成22年3月24日条例第34号
平成23年3月22日条例第37号
平成24年3月23日条例第45号
平成25年7月16日条例第59号

国営土地改良事業負担金徴収条例をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例

(趣旨)

第1条 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第90条第2項の規定による負担金及び法第90条の2第1項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(昭42条例15・平13条例76・平22条例34・一部改正)

(負担金の徴収)

第2条 県は、法第90条第1項の規定に基づき国営土地改良事業（法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業（以下「埋立て又は干拓事業」という。）及び法第90条第8項に規定する国営市町村特別申請事業（以下単に「国営市町村特別申請事業」という。）を除く。以下この条から第4条までにおいて「事業」という。）に要する費用の一部を負担するときは、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）及び法第90条第2項に規定する省令で定めるものから、負担金を徴収する。

2 前項に掲げる者が、当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区から、これに相当する額の金銭を徴収する。

(昭42条例15・昭53条例33・平13条例76・平22条例34・一部改正)

(負担金の額)

第3条 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第52条第1項の規定により農林水産大臣が定める額の加算がある場合にあつては、当該加算の額（以下「加算

額」という。)を加えて得た額)とする。

- 一 令第52条第1項第1号又は第1号の2の規定の適用を受ける事業 法第90条第1項の規定に基づき県が負担する負担金の額(当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあつては、その軽減されることとなる額を控除した額。以下「県負担額」という。)から当該事業に要する費用の額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)に100分の25以内で規則で定める割合を乗じて得た額(加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額)及び同条第9項の規定に基づき市町村に負担させる負担金の額(以下「市町村負担額」という。)を控除して得た額
 - 二 令第52条第1項第3号の規定の適用を受ける事業 県負担額から当該事業に要する費用の額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)に100分の27以内で規則で定める割合を乗じて得た額(加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額)及び市町村負担額を控除して得た額
 - 三 前二号に掲げる以外の事業 県負担額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)の2分の1に相当する額から市町村負担額を控除して得た額
- 2 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の額は、次の各号に掲げる納入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 受益者 当該事業の施行に係る地域内にある受益者の土地の面積に応じて、第1項各号に掲げる額(次号に掲げる者がある場合にあつては、同号に定める負担金の合計額を控除した額)を割り振つて得られる額
 - 二 法第90条第2項に規定する省令で定める者(次号に掲げる者を除く。) その受ける利益を限度として知事が定める額
 - 三 令第52条第1項の規定により農林水産大臣の指定を受けた者 同項の規定により農林水産大臣の定めた額
- 3 第1項又は前項第1号の規定により算出して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭42条例15・昭53条例33・昭54条例13・平2条例33・平4条例19・平6条例3・平13
条例76・平21条例32・一部改正)

(負担金の徴収方法)

- 第4条 第2条第1項の規定により県が徴収する負担金(第5項に規定するものを除く。)は、受益者にあつては元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該受益者の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法により、法第90条第2項に規定する省令で定める者にあつては知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。
- 2 前項の元利均等年賦支払の場合における負担金の支払期間(据置期間を含む。)は、令第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年、その他の事業にあつては17年とし、据置期間は、同項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては3年、その他の事業にあつては2年とする。
 - 3 前項の支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行つたときは、当該事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度)の翌年度から起算する

ものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る支払期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

一 事業が完了する以前において、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該土地につき法第3条に規定する資格を有する者から当該土地に係る第1項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 その利益のすべてが発生した年度以後において知事の指定する年度

二 令第49条第1項第1号に掲げる事業が完了する以前において、指定工事(令第52条の2第4項第2号に規定する指定工事をいう。以下同じ。)が完了し、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者から指定事業費額(指定工事に係る事業の部分に要する費用の額をいう。)に係る第1項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度以後において知事の指定する年度

4 第1項の元利均等年賦支払の場合における負担金の利率は、年五パーセントとする。

5 第2条第1項の規定により県が徴収する負担金で令第52条第1項第2号の2及び第4号に掲げる事業に係るものは、令第52条の2第2項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。

6 第1項の規定による据置期間中の各年度に係る利息の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭53条例33・全改, 昭61条例35・平2条例33・平13条例76・平21条例32・一部改正)

(特別徴収金)

第5条 県は、法第90条の2第1項の規定に基づき国営土地改良事業(埋立て又は干拓事業、国営市町村特別申請事業及び法第88条第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この条において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき受益者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によつて受ける利益の**全て**が発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(令第53条の8又は令附則第5項で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合及び令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。

2 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により県が徴収する特別徴収金の額は、国営土地改良事業につき法第90条第1項の規定により県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として令第53条の11第2項において準用する同条第1項の定めるところにより算定される額から、当該国営土地改良事業につき法

第90条第2項、第4項、第5項又は第9項の規定により県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として令第53条の11第2項において準用する同条第1項の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度として、知事が定める。

4 第1項の規定により県が徴収する特別徴収金は、一時支払の方法により支払わせるものとする。

(平13条例76追加・平21条例32・平22条例34・平23条例37・平成24条例45・一部改正)

(延滞金)

第6条 知事は、第2条第1項の規定により県が徴収する負担金又は前条第1項の規定により県が徴収する特別徴収金(第3項において「負担金又は特別徴収金」という。)を納入期日までに納入しない者があるときは、その者から延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例(昭和25年宮城県条例第42号)の例による。

3 知事は、負担金又は特別徴収金を納入しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(平13条例76・追加)

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例76・旧第5条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 定川国営土地改良事業の負担金のうち、昭和34年度までに当該事業に要する費用に係る負担金の額は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、当該費用に関し、法第90条第1項の規定に基づき県が負担する額の4分の1に相当する額とする。

(負担金の徴収方法の特例)

3 令附則第8項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「15年」とあり、及び「17年」とあるのは、「25年を超えない範囲内で知事が定める期間」とする。

(負担金の額の特例)

4 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成23年法律第43号。以下「特例法」という。)の適用を受ける国営土地改良事業(特例法第3条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第2条第1項に規定する除塩で国が行うものを含む。以下同じ。)についての第2条第1項の規定により県が徴収する負担金の総額は、第3条第1項の規定にかかわらず、特例法第5条の規定に基づき県が負担する負担金の額(当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあつては、その軽減されることとなる額を控除した額)から当該国営土地改良事業に要する費用の額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)に100分の42以内で規則で定める割合を乗じ

て得た額（加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額）及び市町村負担額を控除して得た額とする。

（平4条例19・追加 平21条例32・旧第4項繰上・一部改正 平22条例34・平23条例37・一部改正 平成24条例45・条項追加）

附 則〔昭和42年条例第15号〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第2項に規定する支払期間が昭和41年度以前の年度から起算される事業に係る負担金についての同項の規定の適用については、同項中「15年」とあるのは、「10年」とする。

附 則〔昭和45年条例第36号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和53年条例第33号〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定に基づいて賦課された負担金については、なお従前に例による。

附 則〔昭和54年条例第13号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和61年条例第35号〕

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第4項の規定は昭和61年4月1日から、改正後の附則第3項の規定は昭和60年度に行われた国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則〔昭和62年条例第36号〕

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は昭和62年度の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則〔平成2年条例第33号〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項、第85条の2第1項若しくは第85条の

3 第1項若しくは第6項の規定による申請又は同法第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の作成（以下「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業について適用し、施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第1項の規定に基づき県が費用の一部を負担する国営土地改良事業について適用し、施行日前に同項の規定に基づき県が費用の一部を負担した国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1項の規定は、平成5年度以後に施行される国営土地改良事業（平成4年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成4年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成5年度以後の年度繰り越されたものに係る国営土地改良事業を除く。）について適用し、平成4年度以前に施行された国営土地改良事業、同年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成4年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成5年度以後の年度に繰り越されたものに係る国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第76号）

この条例は、平成14年4月1日から施行し、改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納入期日が到来する負担金及び特別徴収金について適用する。

附 則（平成21年条例第32号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第3条第1項第2号の規定は、平成20年度以後の土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条第1項第3号の規定の適用を受ける国営土地改良事業に係る負担金について適用する。

（経過措置）

2 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則266条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「旧法」という。）第88条の2第1項及び特別会計に関する法律附則第383条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第88条の2第1項の規定によりその工事に係る

事業費のうち同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもってその財源とする国営土地改良事業については、改正前の国営土地改良事業負担金等徴収条例第4条第4項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法第88条の2第1項」とあるのは「特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第266条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第88条の2第1項及び特別会計に関する法律附則第383条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第88条の2第1項」と、「にあつては令第53条第2項」とあるのは「にあつては土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第107号。以下この項において「改正令」という。）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の令（以下この項において「旧令」という。）第53条第2項」と、「令第52条第3項」とあるのは「改正令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第52条第3項」と、「令第52条の2第4項」とあるのは「改正令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第52条の2第4項」と、「につき令第53条第2項」とあるのは「につき改正令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第53条第2項」とする。

附 則（平成22年条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日前に行われた東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。以下「特例法」という。）の適用を受ける国営土地改良事業（特例法第三条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第二条第一項に規定する除塩で国が行うものを含む。）に係る負担金についても適用する。

(4) 国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

平成 6年 3月23日

宮城県規則第5号

改正 平成13年 3月23日規則第33号

平成21年 3月24日規則第28号

平成24年 3月23日規則第26号

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額)

第2条 条例第3条第1項第1号の規則で定める割合は、平成元年度以前に着手した国営土地改良事業については別表第1，平成2年度から平成4年度までに着手した国営土地改良事業については別表第2，平成5年度以後に着手した国営土地改良事業については別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、江合川国営土地改良事業に係る条例第3条第1項第1号及び第2号の規則で定める割合は、別表第2のとおりとする。（平成13年 3月23日改正）

3 条例第3条第1項第2号の規則で定める割合は、別表第四のとおりとする。（平成21年 3月24日追加）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(負担金の算定に係る割合の特例)

2 条例附則第4項の規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

区 分		割 合
		42/100（当該事業に係る国の負担割合が50/100を超え80/100未満の場合にあって

特定災害復旧事業	農用地の災害復旧	は1から当該国の負担割合及び8/100を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が80/100以上の場合にあっては1から当該国の負担割合を控除した割合に60/100を乗じて得た割合)
	土地改良施設の災害復旧	27/100 (当該事業に係る国の負担割合が65/100を超え80/100未満の場合にあっては1から当該国の負担割合及び8/100を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が80/100以上の場合にあっては1から当該国の負担割合を控除した割合に60/100を乗じて得た割合)
	除塩	6/100

<p>復旧関連事業</p>	<p>42/100（当該事業に係る国の負担割合が50/100を超え80/100未満の場合にあっては1から当該国の負担割合及び8/100を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が80/100以上の場合にあっては1から当該国の負担割合を控除した割合に60/100を乗じて得た割合）</p>
---------------	---

(平成24年3月23日追加)

附 則（平成13年 3月23日改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の規定は、平成5年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（平成21年 3月24日改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3月23日改正）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分		割 合
ダ	ム	17/100
頭	首 工	17/100

国営かんがい 排水事業	排水機場	
	排水樋門	17/100
	排水路	17/100
	用水機場	17/100
	用水路	17/100

別表第2（第2条関係）

区		分	割合
国営かんがい 排水事業	ダム	末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。以下同じ。）がおおむね7,000ha（畑に係るものにあつては3,000ha）未満であり，かつ有効貯水量がおおむね1,000万 m^3 （畑に係るものにあつては300万 m^3 ）未満のもの	20/100
		末端支配面積がおおむね7,000ha（畑に係るものにあつては3,000ha）以上であり，かつ有効貯水量がおおむね1,000万 m^3 （畑に係るものにあつては300万 m^3 ）以上のもの	25/100
		かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更（新たに農業用水の開発を行うもので，開発に要する費用が当該ダムに要する費用の1/2以上のもの）されるもの	209/1,000
	頭首工	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）未満のもの	17/100
		末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）以上おおむね3,000ha（畑に係るものにあつては1,000ha）未満のもの	19/100
		末端支配面積がおおむね3,000ha（畑に係るものにあつては1,000ha）以上おおむね7,000ha（畑に係るものにあつては3,000ha）未満のもの	234/1,000
	排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）未満のもの	17/100
		末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）以上おおむね3,000ha（畑に係るものにあつては1,000ha）未満のもの	19/100
		末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るもの	

	排水路	にあつては300ha) 未満のもの	17/100
		末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあつては300ha) 以上のもの	19/100
	用水機場		17/100
	用水路		17/100

別表第3 (第2条関係)

区		分	割合
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあつては2,000ha) 以上であり、かつ有効貯水量がおおむね700万 m^3 (畑に係るものにあつては200万 m^3) 以上のもの	25/100
		その他の施設	17/100
	頭首工	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあつては2,000ha) 未満のもの	17/100
		末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあつては2,000ha) 以上のもの	25/100
	排水機場	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあつては300ha) 未満のもの	17/100
	排水樋門	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあつては2,000ha) 以上のもの	25/100
	排水路		17/100
	用水機場		17/100
	用水路		17/100
	農業水利制御システム	末端支配面積がおおむね100ha未満のもの	25/100
		末端支配面積がおおむね100ha以上のもの	17/100
	国営農地再編整備事業	区画整理 開畑	17/100

別表第4 (第2条関係)

区		分	割合
		ため池, 頭首工, 水路, 揚水機, 堤防 (海岸を含む。), 道路, 橋梁及び農地保全施設 ^{りょう}	27/100 (当該事業に係る国の負担割合が65/100を超え80/100未満の場合)

災害復旧事業	農業用施設	<p>にあつては1から当該国の負担割合及び8/100を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が80/100以上の場合にあつては1から当該国の負担割合を控除した割合に60/100を乗じて得た割合)</p>
--------	-------	--

(5) 国営土地改良事業負担金償還助成事業

補助金交付要綱

国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 県は、国営土地改良事業（以下、「事業」という。）の公共性にかんがみ、事業施行地内農家全体の事業費負担の軽減を図るため、当分の間、地元負担団体である土地改良区等が償還する額について、予算の範囲内において国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の採択)

第2 事業の採択を申請する者は、交付初年度の前年度2月末日までに別記様式第1号に償還計画表を添え知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請があったときは、事業内容を審査し、適当と認められる場合は、別記様式第2号により申請者に事業採択を通知するものとする。

(交付対象等)

第3 交付対象となる事業は、国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業とし、補助金の額は、当該事業に要した額に、別表第1、第2及び第3に定める率を乗じて得た額に、別表第4により算出した額を加えた額とする。

2 知事は、前項の規定により算出した補助金の額が、予算額を超える場合においては、その差額を、後年度に交付することができる。

3 前項の規定により各年度の補助金の額を変更する場合には、知事は、あらかじめ関係団体に通知することとする。

4 条例第2条の規定により徴収する負担金の額は、条例第3条に定める額とし、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金の控除は行わない。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(補助金交付申請書)

第5 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 償還計画書

(2) 収支予算書（別記様式第4号）

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(実績報告書)

第7 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該地区に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第4項の規定に基づく負担金の納付を証する書面
- (2) 収支精算書（別記様式第6号）

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第15条ただし書の規定により概算払いにより交付するものとする。

(補助金の請求)

第9 補助金の請求は、別記様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、申請者の住所を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は、各1部とする。

(その他)

第11 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年8月29日から施行し、平成12年度の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱（平成2年11月9日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月27日から施行し、平成20年度交付分から適用する。
- 2 この要綱による交付対象は、平成18年度までに国営土地改良事業地区調査が着手された地区とする。

別表第1

国営基幹かんがい排水事業

(平成2年度以降開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ , 受益面積5,000(7,000)ha以上	—
(2) " 未満	* 2.0
(3) 共同ダム(農業用)	4.5
(4) " (その他)	6.4
(5) 一般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3) 共同頭首工(農業用)	4.0
(4) " (その他)	4.0
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場, 樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	2.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(4) 一般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
5. 用水機場, 樋門, 導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
7. 水管理制御システム	
(1) 受益面積 100ha以上	4.0
(2) 受益面積 100ha未満	5.0

- ・*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。
- ・基幹工種欄の()内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。

別表第2

国営かんがい排水事業
(平成元年度までに開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ , 受益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) " 未満	10.4
(3) 共同ダム(農業用)	10.4
(4) " (その他)	—
(5) 一般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 共同頭首工(農業用)	—
(4) " (その他)	—
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場, 樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(4) 一般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(2) 一般	4.0
5. 用水機場, 樋門, 導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0

・基幹工種欄の()内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

別表第3

国営農地再編整備事業

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
	1 一 般 型	4.0
	2 中山間地域型	4.0

別表第4

区 分	該 当 地 区	補助金の額（助成率）
県要件助成	国営土地改良事業負担金計画措置実施要領（昭和62年8月21日付け62構改B第1133号）の規定により、償還計画について構造改善局長の承認を受けた地区	<p>元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法を併用する地区は、以下の算式により算定された額</p> $Y = \Sigma (X_i - \bar{X}) / 2$ <p>ただし、$X_i - \bar{X} < 0$ならば$X_i - \bar{X} = 0$とする。</p> <p>Y：補助金の額</p> <p>X_i：i年度に地元が県に支払うべき負担金</p> <p>i：償還期間中の各年度</p> <p>\bar{X}：X_iの平均</p>

(別記様式第1号)

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度新規国営土地改良事業負担金償還助成事業の採択をされたく、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
2 地区名
3 事業費(見込み) 億円
4 助成額(見込み) 単位：千円

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

- 5 償還期間(予定) 年 月から 年 月
添付資料 償還計画表

(別記様式第2号)

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択通知書

番 号
年 月 日

土地改良区理事長 殿

宮城県知事

印

年 月 日付け 第 号で申請のありました下記地区について、国営土地改良事業負担金償還助成事業の実施地区として、採択しましたので通知します。

なお、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において当該補助金を交付します。

記

1 事業名

2 地区名

3 事業費(見込み) 億円

4 助成額(見込み) 単位：千円

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

(別記様式第3号)

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付されるよう補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 償還計画書
- 2 収支予算書 (別添様式第4号)

(別記様式第4号)

収 支 予 算 書

1 収 入

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第5号)

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

申請者

名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業について、下記のとおり実施したので補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 負担金納付を証する書面の写し
- 2 収支精算書（別添様式第6号）

(別記様式第6号)

収 支 精 算 書

1 収 入

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第7号)

平成 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

申請者

名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	対象事業費	交付決定額	既 受 領 額	今回請求額	残 額
	円	円	円	円	円
計					

支払銀行名：

口座番号：

フリガナ
口座名義人：

(6) 国営土地改良事業負担金償還対策事業

実施要綱

国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）の受益地内農家全体の国営事業の負担金の軽減を図るため、地元負担団体である土地改良区が償還する額について、当該土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第40条第1項の規定により区債を発行し、宮城県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）が金融機関から融資を受けて当該区債を購入し、及び県がその購入資金融資に関して支援する国営土地改良事業負担金償還対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(各機関の役割)

第2条 本事業における県の役割は次のとおりとする。

- (1) 本事業全体の管理に関すること。
- (2) 連合会、土地改良区及び金融機関との調整に関すること。
- (3) 連合会、土地改良区への指導及び助言に関すること。
- (4) 区債の購入資金に充てるために連合会が金融機関から融資を受ける際の損失補償に関すること。

2 本事業における連合会の役割は次のとおりとする。ただし、連合会は、本事業により利益を得ることはできない。

- (1) 本事業の実施細目の制定及び管理に関すること。
- (2) 実施細目に基づく本事業の実施に関すること。

3 本事業に係る土地改良区の役割は次のとおりとする。

- (1) 区債の発行及び償還に関すること。
- (2) 本事業の趣旨及び信義に基づく区債の償還等の確実な実施に関すること。

(支援対象等)

第3条 この要綱の対象となる国営事業は、国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業とし、対象となる団体は、条例により県が国営事業の負担金を徴収し、かつ、県に国営事業の負担金の繰上償還を要望する土地改良区（以下「土地改良区」という。）とする。

第2章 事業の申請及び審査

(事業の申請)

第4条 土地改良区が本事業による支援を受けようとするときは、連合会に本事業の実施に関し承認の申請書を提出するものとする。

2 土地改良区は、前項の規定により提出した申請書の内容に変更があったときは、速やかに連合会に変更申請書を提出するものとする。

(審査委員会)

第5条 連合会は、本事業を適切に行うため、審査委員会を設置し、前条の規定による申請書及び変更申請書の案件ごとに審査の上、区債購入の適否を決定するとともに、その旨を土地改良区に通知するものとする。

第3章 損失補償

(損失補償)

第6条 連合会は、前条の規定により区債の購入が適当と認められた土地改良区が発行する区債の購入資金に充てるため、連合会が定める金融機関（以下「金融機関」という。）から融資を受けようとするときは、別記様式第1号により知事に損失補償を依頼するものとする。

2 知事は、前項の規定により連合会から損失補償の依頼があった場合は、あらかじめ宮城県議会で債務負担行為の議決を得た上で、金融機関との損失補償契約を締結するものとする。

3 知事は、前項の規定により宮城県議会の債務負担行為の議決を得た場合は、別記様式第2号により速やかに連合会にその旨を通知するものとする。

4 知事は、第2項の規定による宮城県議会の議決により損失補償の拒絶が決定されたときは、連合会に「損失補償拒絶書」（別記様式第3号）を送付するものとする。

5 知事は、金融機関が第2項の損失補償契約の日から30日を経過した後、なお正当な事由なくして融資の手続を完了しない場合は、当該損失補償契約を取り消すことができる。

6 損失補償の履行については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 損失補償の履行の時期は、次のとおりとする。

イ 金融機関は、連合会が最終償還期日又は期限の利益喪失日（以下「期限日」という。）を経過した後、なおその債務の全部又は一部を履行しない場合、知事と協議の上、期限日から90日を経過した後、知事に損失補償を請求するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

ロ イの損失補償の請求は、期限日の翌日から1年を経過した日以降においては、これを行うことができない。

(2) 金融機関は、前号に規定により損失補償の履行を請求する場合は、次の書類及び資料を提出しなければならない。

イ 損失補償請求書（別記様式第4号）

ロ その他知事が必要と認める書類又は資料

(3) 知事は、前号の規定により金融機関から損失補償請求書を受け取ったときは、遅滞なくその内容を審査するものとし、その内容が適当であると認めた場合は、宮城県議会の承認を得た上で損失補償の実施を決定し、別記様式第5号により当該金融機関に損失補償日、損失補償額及び交付方法を通知するとともに、別記様式第6号により速やかに連合会に通知するものとする。

- (4) 知事は、前号の損失補償日に損失補償を行い、金融機関から「損失補償領収書」(別記様式第7号)及び損失補償契約書の提出を求めるものとする。
- (5) 連合会は、知事が損失補償を履行した場合は、当該損失補償に係る区債及び回収した元利金を知事に譲渡するものとする。
- (6) 知事は、前項の規定により区債及び元利金の譲渡を受けた後に、土地改良区から元利金の支払を受けたときは、連合会が立替払を行っていた金融機関への手数料等について、連合会に交付するものとする。この場合、その交付の方法については、知事と連合会が協議の上、決定するものとする。

第4章 区債の購入及び償還等

(区債購入の決定)

第7条 連合会は、第6条第3号の規定により知事から宮城県議会の債務負担行為の議決の通知があり、金融機関から融資が行われることとなったときは、第4条の規定により申請のあった土地改良区に、区債の購入を通知するものとする。

(区債の発行)

第8条 土地改良区は、国営事業の負担金の繰上償還資金を調達するため、土地改良区総代会の議決を得た上で、土地改良法第40条第1項の規定により、区債を発行するものとする。

- 2 土地改良区が発行する区債の額は、県に国営事業の負担金の繰上償還を要望した額以内とする。
- 3 区債は、無担保とし、連帯保証人を徴するものとする。
- 4 区債の償還方法は、原則として、元金均等半年賦払とし、償還年数は最大15年とする。
- 5 土地改良区は、区債の発行に係る経費を負担するものとする。

(区債の購入)

第9条 本事業により土地改良区が発行する区債は、すべて連合会が購入するものとし、連合会は、その資金を調達するため、金融機関から融資を受けるものとする。

2 連合会は、本事業により土地改良区から購入した区債の転売はできない。

(区債の償還)

第10条 土地改良区は、区債発行の際に定める条件に従い、連合会に元金及び利息を支払うものとする。

第5章 実績報告

(実績報告)

- 第11条 土地改良区は、連合会に本事業の毎年度の実績報告書を提出するものとする。
- 2 連合会は、知事に本事業の毎年度の実績を報告するものとし、その報告期限は知事が別に定める日とする。
- 3 前項の規定による実績の報告に添付しなければならない書類は、次の各号のとおりとし、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。
- (1) 区債購入に係る実績の報告（別記様式第8号）
 - イ 土地改良区から提出のあった実績報告書及びその添付書類の写し
 - ロ 連合会と金融機関の融資契約書の写し
 - ハ その他必要な書類
 - (2) 金融機関への返済に係る実績の報告（別記様式第9号）
 - イ 収支精算書（別記様式第10号）
 - ロ その他必要な書類

第6章 雑則

（要綱の改正又は廃止）

第12条 知事は、本要綱を改正又は廃止しようとするときは、連合会と協議するものとする。

（相互協力）

第13条 県と連合会は、本事業の趣旨にのっとり、相互に必要な協力を行うものとする。

（体制整備）

第14条 連合会は、本事業の実施のために必要な体制の整備を行うものとする。

（委任）

第15条 本事業の実施細目については、この要綱に定めるもののほか、連合会が知事と協議の上、別に定めるものとする。実施細目を改正又は廃止する場合についても、同様とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めのない事項が生じたとき、又はこの要綱の各条項の解釈について疑義が生じたときは、事業の趣旨に照らして、知事、連合会、土地改良区及び金融機関が協議の上、誠意をもって解決するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月10日から施行する。

宮城県知事 殿

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 印

国営土地改良事業負担金償還対策事業に係る損失補償について（依頼）
このことについて、下記の計画に対して損失補償を受けたいので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱第6条の規定により依頼します。

記

1 区債購入計画

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	区債購入計画		
		購入額 (千円)	購入 年月日	償還年数 (年)

2 区債購入資金借入計画

金融機関名	借入計画	
	借入金額 (千円)	返済年数 (年)

別記様式第2号

番 号
年 月 日

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 殿

宮城県知事 印

国営土地改良事業負担金償還対策事業に係る損失補償について（通知）
年 月 日付け 第 号で依頼のありましたこのことについて、債務負担行為に係る宮城県議会の議決を得たので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱（平成18年2月10日施行）第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 債務負担行為の期間
- 2 債務負担行為の限度額
- 3 債務負担行為に係る県議会の議決年月日

添付書類
県議会に上程した議案書の写し

別記様式第3号

損失補償拒絶通知書

番 号
年 月 日

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 殿

宮城県知事 印

年 月 日付け 第 号で依頼のありました損失補償については、今回は貴意に応じかねますので、御了承願います。

損失補償請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
金融機関
代表者名 _____ 印

貴県の損失補償に基づく下記融資は、債務者から償還を受けることができず、また、今後回収困難と考えられますので、平成 年 月 日に締結した損失補償契約書第 〇 の規定により、下記のとおり損失補償されるよう関係書類を添えて請求します。

被 保 証 人	住所 (所在地)		損失補償契約年月 日	年 月 日
			融 資 金 額	年 月 日
	氏 名 (名称)		融 資 年 月 日	年 月 日
			最 終 償 還 日	年 月 日
	代 表 者 名		期限の利益喪失日	年 月 日
融資の種類			請求金額 (損失補償金額)	元金 _____ 円 下記のとおり
請求金額の算出根拠				
① 元 金			円	
② 利 息			円	
計 ①+②				
回収未了の生じた理由等経過説明				
保全、取立状況、保証人の状況				
損失補償行為の振込口座				

別記様式第5号

番 号
年 月 日

金融機関 殿

宮城県知事 印

国営土地改良事業負担金償還対策事業に係る損失補償の実施について(通知)
年 月 日付け 第 号で請求のありました損失補償について、下記により実施することにしたので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱(平成18年2月10日施行)第6条第6項の規定により通知します。

記

- 1 損失補償を実行する日
- 2 損失補償額
- 3 交付方法

添付資料

損失補償額の算定資料

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 殿

宮城県知事 印

国営土地改良事業負担金償還対策事業に係る損失補償の実施について(通知)

このことについて、下記により実施することにしましたので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱（平成18年2月10日施行）第6条第6項の規定により通知します。

なお、県の損失補償実行後、同規定に基づき、当該損失補償に係る区債及び回収した元利金を譲渡願います。

記

- 1 損失補償先
- 2 損失補償を実行する日
- 3 損失補償額
- 4 交付方法

損失補償領収書

年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
金融機関
代表者名 _____ 印

1 債務者名

2 損失補償契約年月日

3 損失補償代金 _____ 金 _____ 円

(注・金額欄は漢数字又はチェックライターで記入してください。)

上記金額は、貴県との約定に基づく損失補償金として正に受領しました。

(注・損失補償契約書を添付してください。)

宮城県知事 殿

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 印

年度国営土地改良事業負担金償還対策事業実績報告書（区債購入）

年度国営土地改良事業負担金償還対策事業について、下記のとおり実施しましたので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 区債購入実績

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	区債購入実績				
		区債購入額 (千円)	区債購入 年月日	償還年数 (年)	金利 (%)	総償還額 (千円)

2 区債購入資金融資実績

金融機関名：

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	融資実績				
		融資金額 (千円)	融資契約 年月日	返済年数 (年)	金利 (%)	総償還額 (千円)

添付書類

- 1 区債の写し
- 2 融資契約書の写し

別記様式第9号

年度国営土地改良事業負担金償還対策事業実績報告書（金融機関への返済）

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県土地改良事業団体連合会
会長 印

年度国営土地改良事業負担金償還対策事業について、下記のとおり実施しましたので、国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

金融機関への返済実績

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	金融機関への返済実績				
		融資額 (円)	平成○年度 返済額 (円)	返済 年月日	返済残金 (円)	返済 残年数 (年)

添付書類

収支精算書（別記様式第10号）

収支精算書

1 収 入

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	区債購入に係る 年度収入実績				
		区債購入額 (円)	年度 収入額 (円)	収 入 年月日	次年度以降 収入予定額 (円)	残年数 (年)
計						

2 支 出

金融機関名：

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	金融機関への返済実績				
		融資額 (円)	年度 返済額 (円)	返 済 年月日	返済残金 (円)	返 済 残年数 (年)
計						

3 収 支

区債発行 土地改良区名	国営事業 地区名	収 支			
		年度 収入額 (円)	年度 返済額 (円)	増 減	備 考
計					

(7) 補助金等交付規則

補助金等交付規則

昭和五十一年三月三十一日
宮城県規則第三十六号

補助金等交付規則をここに公布する。
補助金等交付規則

(趣旨)

第一条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する給付金で次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 利子補給金
 - 三 知事が指定する負担金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金(知事が指定するものを除く。)
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において、「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書(契約の申込にあつては、契約に関する書類)を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 四 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 事業計画書
 - 二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
 - 三 工事の施行にあつては実施設計書
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることがある。

(補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めるときは、速やかに、補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することがある。

(補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することがある。

3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことがある。

4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から十五日以内に、申請を取り下げることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することがある。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業等又は間接補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつて賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事由による場合を除く。)

3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うために締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の規定により取消し、又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行等)

第九条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わせ、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減

を受けたことになることをいう。以下同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

(状況報告)

第十条 知事は、補助事業者等に対し、その定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることがある。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第十二条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の四月二十日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(昭五二規則一・一部改正)

(補助金等の額の確定等)

第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して、命ずることがある。

2 第十二条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第十五条 知事は、第十三条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

(決定の取消し)

第十六条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長することがある。

(加算金及び延滞金)

第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合については、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第十九条 知事は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがある。

(理由の提示)

第十九条の二 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(平七規則八一・追加)

(帳簿及び書類の備付け等)

第二十条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(立入検査等)

第二十二条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をしてその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(実施細目)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行し、昭和五十一年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則(昭和五二年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第八一号)

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

(8) 宮城県地域指定図

市町村における計画策定状況及び地域指定の概要

平成23年2月末日現在

圏域	市町村名	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	特定農山村地域 (H5.9.28指定)	集約酪農地域	酪農・肉用牛生産近代化計画	果樹広域濃密生産団地 (果振計画)	野菜指定産地	広域営農団地整備計画	農村総合整備計画 (農村振興基本計画)
仙南圏	白石	H22.6.2	小原	蔵王	酪農用牛	H18.3	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S59
	角田	H22.6.1		蔵王	酪農用牛	H18.3	S41.8.18 夏秋きゅうり	H17.3.18	S50
	蔵王	H22.6.11		蔵王	酪農用牛	H18.3	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S63
	七ヶ宿	H22.6.7	全地域	蔵王	酪農用牛	H18.3		H17.3.18	
	大河原	H22.6.9		蔵王	肉用牛	H18.3	S51.6.15 夏秋きゅうり	H17.3.18	
	村田	H22.6.7	富岡	蔵王	酪農用牛	H18.3	H14.3.22 夏秋きゅうり	H17.3.18	
	柴田	H22.6.11		蔵王	肉用牛	H18.3	S51.6.15 夏秋きゅうり	H17.3.18	S49・H4
	川崎	H22.6.2	全地域	蔵王	酪農用牛	H18.3		H17.3.18	H20
	丸森	H22.6.11	耕野・大張・筆甫	蔵王	酪農用牛	H18.3	S41.8.18 夏秋きゅうり	H17.3.18	S53
計	9	(7地域) 5	9	9	9	(1指定産地) 7	9	6	
仙北圏	仙台	H22.6.11			酪農用牛	H18.3		S53.7.11	
	秋保								
	泉								
	宮城								
	※塩釜								
	名取	H22.6.9		蔵王	酪農用牛	H18.3	S46.6.30 夏秋トマト		
	多賀城	H22.5.26				H18.3			
	岩沼	H22.6.11		蔵王	酪農	H18.3	S47.12.21 冬春きゅうり		S49
	亘理	H22.5.26			酪農用牛	H18.3	S47.12.21 冬春きゅうり	S51.8.27	S58・H15
	山元	H22.6.9			酪農用牛	H18.3		S51.8.27	S54・H11・H14
	松島	H22.6.11			肉用牛	H18.3		S54.6.26	S62
	七ヶ浜	H22.6.9				H18.3			
	利府	H22.6.7				H18.3			
	大和	H22.6.4	宮床・吉田		酪農用牛	H18.3	H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26	
	大郷	H22.6.3			酪農用牛	H18.3	H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26	S59
富谷	H22.6.8			肉用牛	H18.3	H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26		
大衡	H22.6.7			酪農用牛	H18.3	H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26		
計	13	(2地域) 1	2	10	13	(3指定産地) 7	8	5	

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計

圏域	市町村名	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	特定農山村地域(H5.9.28指定)	集約酪農地域	酪農・肉用牛生産近代化計画	果樹広域濃密生産団地(果振計画)	野菜指定産地	広域営農団地整備計画	農村総合整備計画(農村振興基本計画)
大 崎 圏 域	大 崎	H22.5.28			酪農・肉用牛	H18.3	H18.2.16 夏秋なす H18.2.16 ほうれんそう	S57.7.23	
	古 川			栗 駒					S56
	松 山								
	三本木								
	鹿島台								S52
	岩出山			栗 駒					S52
	鳴 子		全 地 域	栗 駒					
	田 尻								S55・H15
	色 麻	H22.6.3		栗 駒	酪農・肉用牛	H18.3	S63.8.25 秋冬はくさい H13.5.31 秋冬ねぎ	S57.7.23	S49
	加 美	H22.6.1		栗 駒	酪農・肉用牛	H18.3	H13.5.31 秋冬はくさい H13.5.31 秋冬ねぎ	S57.7.23	
	中新田								S55
	小野田		全 地 域						S56・H13
	宮 崎		全 地 域						S49
	涌 谷	H22.6.1			酪農・肉用牛	H18.3	H8.5.30 ほうれんそう	S57.7.23	S53
	美 里	H22.6.8			肉用牛	H18.3	H8.5.30 ほうれんそう	S57.7.23	
	小牛田								S57・H13
	南 郷								S51・H6
計	5	(3地域) 2	5	5	5	(4指定産地) 5	5	12	
栗 原 圏 域	栗 原	H22.6.2			酪農・肉用牛	H18.3	H17.5.20 夏秋きゅうり	S57.7.23	
	築 館		姫 松	栗 駒					
	若 柳			栗 駒					S56
	栗 駒		栗駒・文字 姫松	栗 駒					S51 S53
	高清水			栗 駒					
	一 迫		姫 松	栗 駒					S50
	瀬 峰			栗 駒					H元
	鶯 沢			栗 駒					
	金 成			栗 駒					S57・H13
	志波姫			栗 駒					S54
	花 山		全 地 域	栗 駒					
計	1	(4地域) 1	10	1	1	(1指定産地) 1	1	6	

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計

圏域	市町村名	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	特定農山村地域 (H5.9.28指定)	集約酪農地域	酪農・肉用牛生産近代化計画	果樹広域濃密生産団地 (果振計画)	野菜指定産地	広域営農団地整備計画	農村総合整備計画 (農村振興基本計画)
登米圏域	登米	H22.6.8			酪農肉用牛	H18.3	H17.2.18 冬春きゅうり H17.2.18 夏秋きゅうり H17.2.18 春キャベツ H17.2.18 夏秋キャベツ	S55.11.11 H元.5.16	
	迫								S51
	登米								H元
	東和		全地域						H2・H14
	中田								S54・H16
	豊里								S58
	米山								S49・H5
	石越								S61・H16
	南方								S49
	津山		全地域						
計	1	(2地域) 1	0	1	(1団地) 1	(4指定産地) 1	1	8	
石巻圏域	石巻	H22.6.11			酪農肉用牛	(H21.3)	H17.5.20 冬春きゅうり H17.5.20 夏秋トマト	S60.3.29	
	石巻								
	河北								
	※雄勝		全地域						
	河南								S52
	桃生								
	北上		全地域						
	牡鹿		全地域						
	東松島	H22.6.11			酪農肉用牛		H17.5.20 冬春きゅうり H17.5.20 秋冬ねぎ H17.5.20 夏秋トマト	S60.3.29	
	矢本								S49・H7
鳴瀬								S60	
※女川		全地域							
計	2	(4地域) 2	0	2	(1)	(3指定産地) 2	2	3	
気仙沼・本吉圏域	気仙沼	H22.6.10				H18.3		H元.5.16	
	気仙沼		鹿折・新月		酪農肉用牛				H3
	唐桑		全地域						
	本吉		津谷		酪農肉用牛	H18.3		H元.5.16	S55
	南三陸	H22.6.9			酪農肉用牛	H18.3		H元.5.16	
	志津川		全地域						
	歌津								
計	2	(5地域) 3	0	3	3	0	2	2	
合計	33	(27地域) 15	26	31	32	(16指定産地) 23	28	42	

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計画を表す。

圏域	市町村名	都市計画			環境保全			振興山村	離島 振興対策 実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画 区域	市街化 区域	用途地域	自然環境 保全地域	緑地環境 保全地域	国立・国定・県立 自然公園				
仙 南 圏 域	白石	●		●			蔵王国定 蔵王高原県立				S38.11.1
	角田	●		●	斗蔵山	深山					
	七ヶ宿						蔵王国定 蔵王高原県立				
	大河原	●		●				全地域		H12.4.1	S38.11.1
	村田	●		●	樽水・五社山 谷山						
	柴田	●		●		高館・千貫山					
	川崎	●		●	釜房湖 谷山		蔵王国定 蔵王高原県立	川崎・富岡			S38.11.1
	丸森	●					阿武隈渓谷県立	丸森・大内 ・筆甫		H12.4.1	
	計	(8区域) 8	0	(6地域) 6	(4地域) 3	(2地域) 2	(3公園) 5	(6地域) 3	0	(2地域) 2	(4地域) 4
	仙 台 圏 域	仙 台	●	●	●	仙台港海浜 太白山	蕃山・斎勝沼 県民の森 丸田沢 権現森 高館・千貫山	蔵王国定 県立船形連峰 県立二口峡谷			
秋 保								秋 保			S38.11.1
泉								根 白 石			
宮 城								広瀬・大沢			S38.11.1
※塩 釜		●	●	●		加瀬沼	県立松島		S32.12.25		
名 取		●	●	●	仙台港海浜 樽水・五社山	高館・千貫山					
多 賀 城		●	●	●		加瀬沼					
岩 沼		●	●	●	仙台港海浜	高館・千貫山					
亘 理		●		●	仙台港海浜	愛宕山					
山 元		●			仙台港海浜	深山					
松 島		●	●	●			県立松島				
七ヶ 浜		●	●	●			県立松島				
利 府		●	●	●		加瀬沼 県民の森	県立松島				
大 和		●	●	●			県立船形連峰	吉田・宮床			
大 郷		●			東成田						
富 谷	●	●	●		県民の森						
大 衡	●	●	●								
計	(5区域) 14	(2区域) 11	(3地域) 12	(4地域) 6	(8地域) 9	(4公園) 6	(6地域) 2	(1地域) 1	0	(2地域) 1	

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す 特別豪雪地帯を表す。

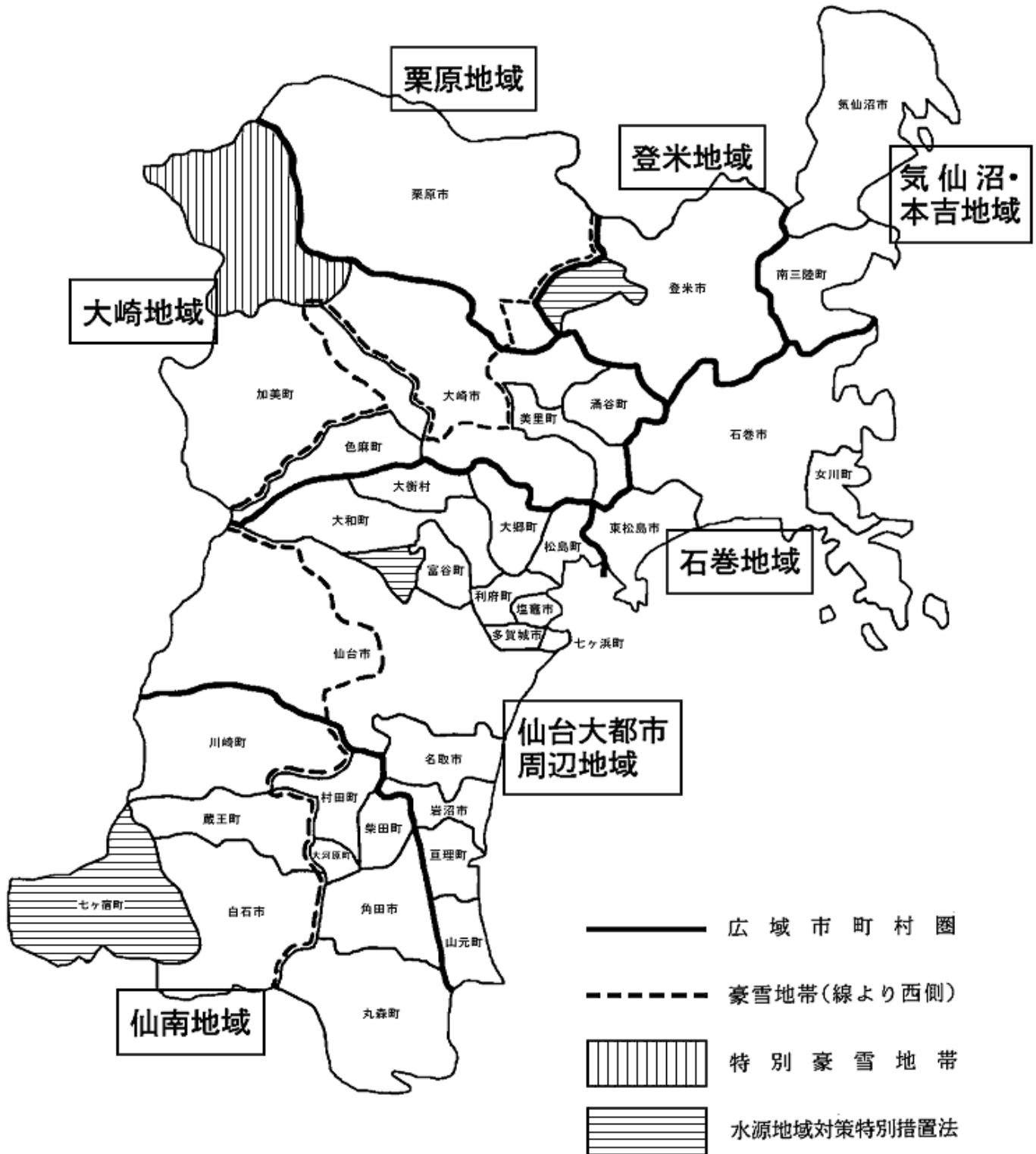
圏域	市町村名	都市計画			環境保全			振興山村	離島 振興対策 実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画 区域	市街化 区域	用途地域	自然環境 保全地域	緑地環境 保全地域	国立・国定・県立 自然公園				
大 崎 圏 域	大崎	●		●							
	古川										S38.11.1
	松山										
	三本木										
	鹿島台										
	岩出山									H18.3.31	S38.11.1
	鳴子				一桧山・田代		栗駒国定	川渡・鬼首		H18.3.31	S38.11.1 S54.4.2 (特)
	田尻					加護坊・崑岳山					
	色麻						県立船形連峰				
	加美	●								H15.4.1	
	中新田										
	小野田				魚取沼 荒沢		県立船形連峰	小野田			S38.11.1
	宮崎				魚取沼			宮崎			S38.11.1
	涌谷	●			崑岳山	加護坊・崑岳山					
	美里	●		●							
小牛田											
南郷											
計	(1区域) 4	0	(2地域) 2	(4地域) 3	(1地域) 2	(2公園) 3	(4地域) 2	0	(3地域) 2	(5地域) 2	
栗 原 圏 域	栗原	●		●						H17.4.1	
	築館				伊豆沼・内沼						S38.11.1
	若柳				伊豆沼・内沼						S38.11.1
	栗駒						栗駒国定	文字			S38.11.1
	高清水										S38.11.1
	一迫										S38.11.1
	瀬峰										
	鶯沢										S38.11.1
	金成										S38.11.1
	志波姫										S38.11.1
花山				一桧山・田代 御嶽山		栗駒国定	花山			S38.11.1	
計	(1区域) 1	0	(1地域) 1	(3地域) 1	0	(1公園) 1	(2地域) 1	0	(1地域) 1	(9地域) 1	

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す 特別豪雪地帯を表す。

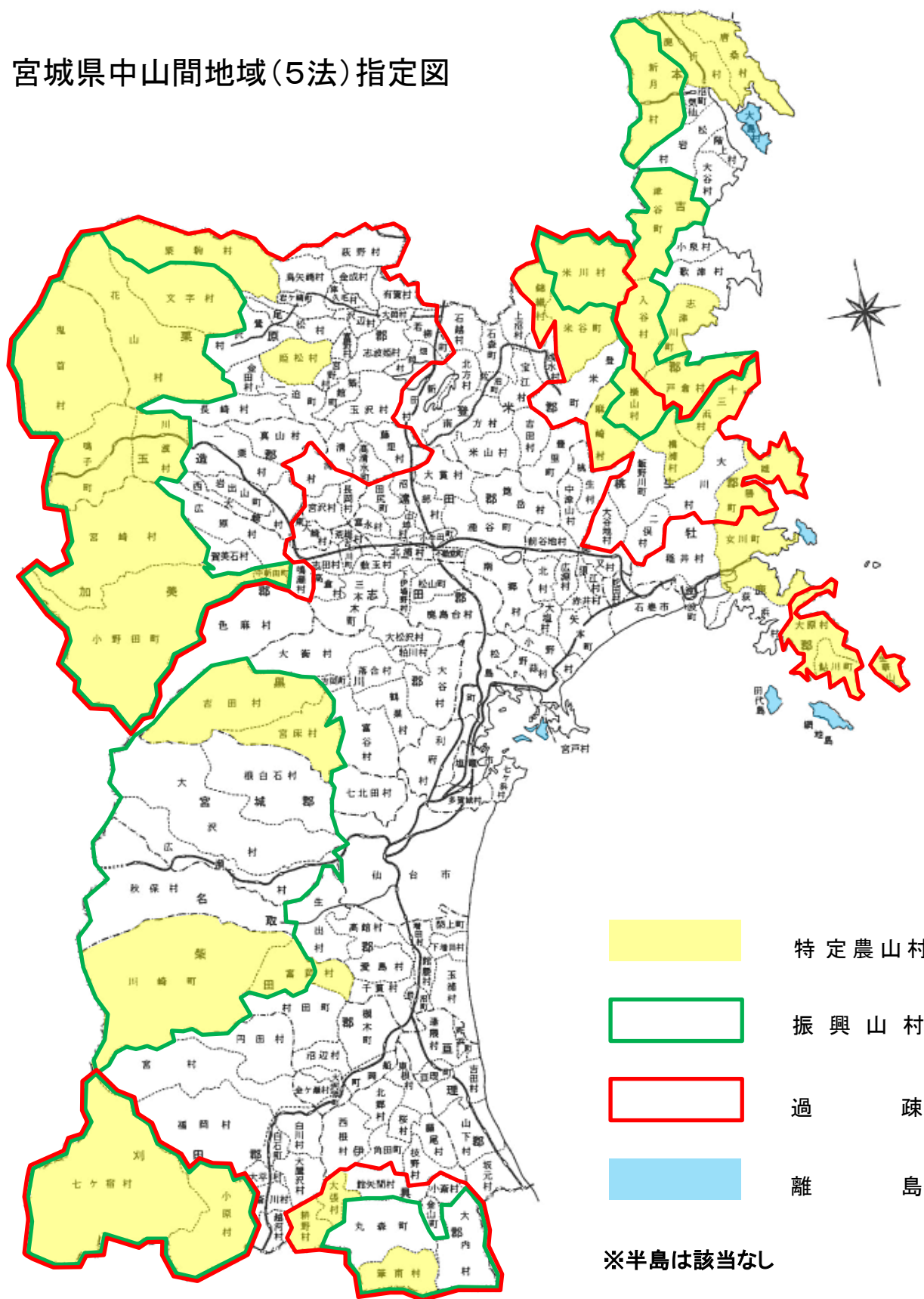
圏域	市町村名	都市計画			環境保全			振興山村	離島 振興対策 実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画 区域	市街化 区域	用途地域	自然環境 保全地域	緑地環境 保全地域	国立・国定・県立 自然公園				
登米圏域	登米	●		●							
	迫				伊豆沼・内沼						
	登米									H17. 4. 1	
	東和				鱒淵観音堂			米川		H17. 4. 1	
	中田										
	豊里										
	米山										
	石越										
	南方										
	津山				翁倉山		南三陸金華山国定	横山		H17. 4. 1	
計	(2区域) 1	0	(2地域) 1	(3地域) 1	0	(1公園) 1	(2地域) 1	0	(3地域) 1	0	
石巻圏域	石巻	●	●	●						H17. 4. 1	
	石巻						南三陸金華山国定 硯上山万石浦県立	S32. 8.16			
	河北						南三陸金華山国定 硯上山万石浦県立				
	※雄勝						南三陸金華山国定 硯上山万石浦県立				
	河南	●		●			県立旭山				
	桃生										
	北上				翁倉山		南三陸金華山				
	牡鹿						南三陸金華山国定	S30.10.20			
	東松島	●	●	●							
	矢本										
鳴瀬						県立松島					
※女川	●	●	●			南三陸金華山国定 硯上山万石浦県立	S32. 8.16				
計	(2区域) 3	(2区域) 3	(2地域) 3	(1地域) 1	0	(4公園) 3	0	(1地域) 2	(1地域) 1	0	
気仙沼・本吉圏域	気仙沼										
	気仙沼	●		●			陸中海岸国立 県立気仙沼	新月	S28.12.23		
	唐桑						陸中海岸国立 県立気仙沼				
	本吉						南三陸金華山国定 県立気仙沼	津谷			
	南三陸										
	志津川	●		●			南三陸金華山国定	戸倉・入谷			
歌津						南三陸金華山国定					
計	(2区域) 2	0	(2地域) 2	0	0	(3公園) 2	(4地域) 2	(1地域) 1	0	0	
合計	(19区域) 33	(3区域) 14	(18地域) 27	(14地域) 15	(9地域) 13	(12公園) 21	(24地域) 11	(3地域) 4	(10地域) 7	(20地域) 8	

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す。(特)は特別豪雪地帯を表す。

宮城県市町村地域指定図（豪雪，水源地域）

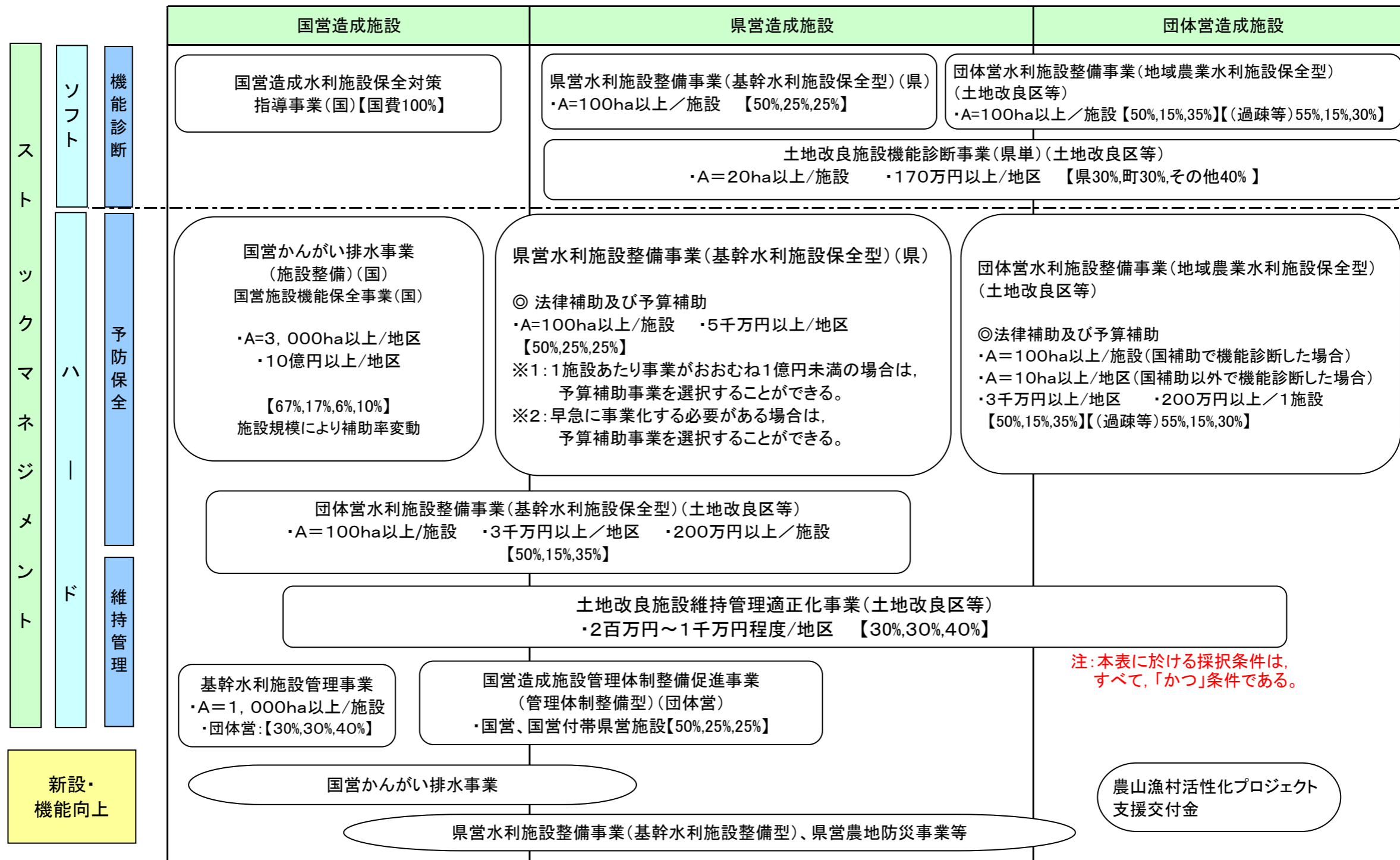


宮城県中山間地域(5法)指定図



(9) 農業水利施設のストックマネジメント

対策関連事業概念図



※ストックマネジメント事業は平成23年度より交付金事業等となり名称が変更されている。

【旧事業名】	↔	【新事業名(地域自主戦略交付金)】
かんがい排水事業	↔	水利施設整備事業(基幹水利施設整備型)
基幹水利施設ストックマネジメント事業	↔	〃 (基幹水利施設保全部)
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	↔	〃 (地域農業水利施設保全部)